

令和8年度 事業計画

〔 令和8年4月1日から
令和9年3月31日まで 〕

I 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、高齢者が就業を通じて地域社会に貢献するとともに、自らの生きがいや健康管理、仲間づくりなど、高齢者の豊かな生活の実現のため、重要な役割を果たしている。

しかし、国においては企業が雇用する労働者に70歳までの就業機会を提供する等の法整備を進めており、シルバー事業は新規入会者の伸び悩みや会員の高齢化等から、仕事と会員のミスマッチといった課題に直面している。

こうした中で、シルバー事業を持続的に発展させていくためには、組織の活性化が不可欠で、最も重要な指標となる会員数を拡大し、それと同調した仕事量の増加といったシルバー事業の好循環を実現することが重要である。

加えて安全就業対策はシルバー事業の根幹を成すものであり、就業における事故防止に向けた取り組みを徹底し、事故の撲滅を目指すことが必要である。

引き続き、シルバー事業が地域の期待に応え、一層の存在感を発揮するため、本計画に掲げる具体の取組を、センターと連携して推進していく。

Ⅱ 事業計画

1 普及啓発事業【(3)県内シルバー人材センター会員の指導・育成】

会員数や就業機会の拡大を図るため、新聞等のマスメディアを活用して、シルバー人材センター事業を広く周知するとともに、「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」には、ボランティア活動等の地域活動を展開します。

- (1) 普及啓発促進月間におけるPRやボランティア等地域活動
- (2) リスティング広告による広報
- (3) 新聞折込やポスター掲示などの広報活動
- (4) 県・市町村広報誌等への掲載

2 会員の拡大【(2)高齢者の雇用・就業支援及び就業開拓活動】

シルバー事業の活性化には、会員の拡大が必要不可欠であることから、地域への周知活動や入会説明会の充実を図り、全シ協が掲げる「新たな仲間づくり計画」の目標達成に取り組みます。

- (1) 会員拡大・就業拡大委員会の開催
- (2) 女性会員の拡大
- (3) リスティング広告による入会の促進
- (4) ポスター等での広報による新規入会促進
- (5) 「新たな仲間づくり計画」のPDCAサイクルによる目標管理
- (6) 好事例の情報収集及び資料提供
- (7) 人材マッチングフェア他関係団体等のイベントへの参加

3 就業機会の拡大【(1)広域的な雇用・就業機会の提供】

【(2)高齢者の雇用・就業支援及び就業開拓活動】

シルバー人材センターによる人手不足分野や介護、育児等の現役世代の分野での就業機会の開拓やマッチング等の推進を、国・県が支援する、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用し、就業機会の拡大に取り組みます。

- (1) シルバー派遣事業や職業紹介事業の拡大
- (2) 県や経済団体等へのシルバーの活用要請
- (3) 単独センターでは引き受け困難な場合の調整
- (4) チラシ等による事業所への広報

4 高齢者活躍人材確保育成事業【(2)高齢者の雇用・就業支援及び就業開拓活動】

労働力人口の減少等により、人手不足や担い手不足が問題となる中で、就業に意欲的でない高齢者の当該分野で就業の促進に取り組みます。

- (1) 会員募集チラシの新聞折込
- (2) 各種講座と組み合わせた入会説明会
- (3) シルバーでの就業に必要な技能講習
- (4) 就業希望者への就業体験
- (5) 地域の関係団体との連携
- (6) 富山労働局との定例会議による情報交換

5 安全・適正就業推進事業【(3)県内シルバー人材センター会員の指導・育成】

安全就業については、「死亡・重篤事故ゼロ」を最重点目標とし、傷害事故・損害賠償事故は昨年度の1割減とする目標を掲げ、始業前の準備体操やミーティングの実施、保護具着用の相互確認と注意事項の会員間での共有による危険予知活動に積極的に取り組みます。

また、適正就業については、各センターにおいて受注内容の実態を点検し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」等に基づいた適正就業の適否確認と必要に応じた内容の見直しなど、「安全・適正就業対策事業実施計画」に基づき、安全・適正就業のなお一層の強化を図ります。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催
- (2) 安全・適正就業指導員による就業現場巡回指導
- (3) 安全・適正就業強化月間の設定
- (4) 安全・適正就業推進大会の開催
- (5) 安全・適正就業対策推進研修会の開催
- (6) 安全・適正就業啓発資料の配付
- (7) 各センターの実施する安全講習会への講師派遣
- (8) 受注リストによる適正就業の点検の実施

6 シルバー派遣事業【(1)広域的な雇用・就業機会の提供】

【(2)高齢者の雇用・就業支援及び就業開拓活動】

シルバー事業における高齢者の能力・経験を活かす多様な働き方の選択肢の一つとして、派遣就業を希望する会員の就業促進を図ります。

- (1) 各センターと連携したシルバー派遣事業の推進
- (2) キャリアアップ教育訓練の実施

7 有料職業紹介事業【(1)広域的な雇用・就業機会の提供】

【(2)高齢者の雇用・就業支援及び就業開拓活動】

臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務で雇用による就業を希望する高齢者に対して、センターと連携を図りつつ、適切な有料職業紹介事業を行います。

8 交流研修事業【(3)県内シルバー人材センター会員の指導・育成】

センター役員・職員を対象として、シルバー事業を適正かつ円滑に推進するにあたり、必要な研修会を実施します。

9 指導相談事業【(3)県内シルバー人材センター会員の指導・育成】

全シ協の指導実施計画に基づき、センターを訪問し指導・相談等を実施します。

- (1) センターへの定期指導の実施
- (2) センター事業運営に係る相談援助
- (3) 請負・委任、シルバー派遣事業における就業の適正化指導の実施

10 表彰事業

シルバー人材センター事業の発展に多大な貢献をされた会員・職員を表彰するとともに、連合会・センター役員として永年尽力された方に感謝状を贈呈します。

- ・ 優良会員表彰、優良職員表彰、感謝状贈呈

11 会 議

連合会事業の目的達成のため、諸会議を開催します。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 理事会（5月、6月、11月、3月）
- (3) 理事長会議（随時）
- (4) 事務局長会議（3回）

12 契約方法の見直しへの対応

フリーランス法が施行されたことに伴う契約方法の見直しについて、各センターの進捗状況の把握や関係する情報の提供など円滑な移行に向けた取組を進めます。

13 公益法人制度改正への対応

昨年4月に施行された「改正公益認定法」に基づき、外部理事・監事を新たに選任します。また、各センターへは、情報提供や相談の対応等により支援します。

14 業務運営のデジタル化の推進

業務効率化や経営基盤強化を図るため、給与明細の電子交付等シルバー事業のデジタル技術の活用に努めます。

15 その他事業

全シ協、北シ協の事業に積極的に参加し、収集した情報をセンターに提供します。

- (1) 全国シルバー人材センター事業協会事業への参加
- (2) 北信越シルバー人材センター連絡協議会事業への参加